

## 軍関係者と物理学会

阪大理 白鳥 紀一

日本物理学会と軍との関係が公的に問題となったのは、いうまでもなく1967年9月の臨時総会からである。物理学会が主催して1966年に開催した半導体国際会議に米軍から8000ドルの資金が導入されたことについて開かれたこの総会は、次の様な決議を採択した。(以後決議第3とすることにする。)

「日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助その他の一切の協力関係をもたない。」

それ以来この決議の具体的な執行についての議論が続いている。一方学園闘争の激化とともに自衛官の大学院入学反対などと並んで学会における軍関係者の講演、参加に対する反対運動が各地でおこり、それに伴って会場大学の関係者が種々の理由によって軍関係者の参加を拒否する様学会に要望することが重っている。従って物理学会としても早急に態度を決定することを迫られているが、未だそれに到っていない。

まず、臨時総会当時の高橋委員会をひきついだ伊藤委員会では一年間の討論の末大略次の様な暫定処理案をきめた。<sup>1)</sup>それは定款改正などはさしあたり考えないという前提の下に、「物理学会の運営にたづさわる機関、個人会費以外の運営のための資金、その他物理学会の公的活動に関係あることにおいては、軍機関からの援助その他一切の協力関係を認めない。個人としての活動については定款の精神に従って適否をきめる。」ということを骨子とし、具体的には別刷代金を軍機関が支払うことを認めないとか、物理学会が主催、共催、後援または協賛する国際会議では、組織委員その他運営にたづさわる者を物理学会が自発的に選択するときには軍機関所属者を一切認めないとかいうものである。

ここで問題になるのは「個人としての活動」とは何かであって、具体的には研究発表を認めるかどうかである。この点は伊藤委員会では結論を得ないまま次期の小林委員会にもちこされた。<sup>1)</sup>もっとも結論が全くないのではなく、軍のプロジェクトであることがあきらかな場合(その判断は論文の内容、謝辞その他による)は認めないことが決定されている。しかしこの判断の規準は Journal

## 特 集

の論文については適用できても年会，分科会での講演については実行不可能である。

さて，1969年春の年会は応用物理学会などと合同講演会として東大本郷で行われる予定であったが，東大闘争のあおりをうけて会場が急に立教大学と学習院大学に変更された。その際立教大学物理教室から合同講演会運営委員長あてに下記の要望書が提出された。

「当物理教室は，日本物理学会と応用物理学会の「1969年春の合同講演会」の会場の世話を引受けております。つきましては，この合同講演会においては，軍機関係者の発表などの事態が起きないように物理学会が十分配慮されるよう，当教室会議の決議に基き要望します。」

更に1969年秋の分科会についても，名古屋大学を会場として使用するについて下記の要望書が物理学会名古屋支部から提出され，他会場（金沢大学，香川大学）もこれに同調した。

「総会決議と当支部委員会の判断にもとづいて下記の点を日本物理学会が配慮して下さるよう要望します。

1969年度秋，当地で開催の日本物理学会分科会において

- 1) 軍機関係の研究者が参加した研究（軍関係の資金援助による研究を含む）の発表が行われないこと。
- 2) 軍機関係者が参加しないこと。」

これに対して物理学会委員会では激しい議論の末，1969年の年会，分科会においては現地側の事情を考慮して軍関係者の講演または参加を見あわせてもらうこととしたが，その際物理学会としての態度を定款改正も含めて早急に決定することを附帯決議した。これをうけて小林特務委員会は数度の議論の後，内部対立を残したまま，①現時点で学会の運営上決議第3の精神にてらしてあきらかに排除されるものについてはこれを明示し，②その他の点についてとくに議論のわかる様なケースについてはその可否を決定する方法を確立するのが適切である。という意見が多数をしめた。そして①にいうあきらかに排除すべきものとしては伊藤委員会の案をほぼそのまま踏襲し，軍のプロジェクト研究であることがあきらかな研究の発表は認めないこととし，その判断の規準として内容，謝辞の他に研究場所をつけ加えた。（防衛技研での研究はたとえ

謝辞がなくとも軍のプロジェクトの性格が強いのは当然である。) また「研究者が個人で行った研究に関する限り発表の権利を有する」といった表現は除いた。

この軍のプロジェクト研究の発表拒否を年会、分科会での講演に適用するためには定款を改正しなければならない。(現行定款第11条。会員は、本会の催す各種の学術的会合に参加し、また本会の図書を閲覧することができる。同12条、会員は、会誌および欧文誌に寄稿することができる。ただし、やむを得ないと認めた場合には、委員会はその掲載を拒み、または改訂を要求することができる。これによれば Journal の論文掲載は拒否できるが年会、分科会への参加は拒否できない。1969年の措置は臨時的でやむを得ないものと認められる、というのが法律関係者の意見であった。) 更に決議第3の趣旨にそった前文を物理学会の定款に附加えることも提案されている。

この特務委員会案は8月の委員会議に提出され、賛否両論があった。秋の分科会の会場では公聴会も開かれ、東京でも開催の予定であるが、結局未決定のまま今期の西川委員会にひきつがれている。

現在までのところ、学会内部におけるこの問題の議論はあまり活発とはいえない。立教大学や名古屋大学からの問題提起は、委員会での討論の過程で結局学生運動に対する自己規制の問題に矮小化されてしまった感がある。秋の分科会で軍関係者を締め出すことについては、半導体、光物性、イオン結晶、量子エレクトロニクス各分科の世話人が連名で委員長に対し、インフォーマルミーティングでの議論に基き研究発表と学会参加に関して会員の所属機関の種別による制限を一切行わないことを要望している。また物性若手グループは1969年8月の総会で決議を行って軍関係者の学会からの排除を要望した。その他いくつかの大学研究所では会員の集会で意見をかわし、それが委員会議の席上報告されている。しかし一般的には学会よりは大学の問題の方が前面にでて人々の注意を惹いている様にみえる。

上にのべた特務委員会案に対しては、物理学会は物理学の問題だけを純粹に考えていればよい、といった反対意見が委員会議の席上などで述べられている<sup>2)</sup>。しかし、半導体国際会議への米軍資金導入以来問題とされてきたのは、まさにその「政治ぬきに物理のことだけを考え」てする行動のもつ政治性であった。

## 特 集

8000 ドルの米軍資金によって半導体国際会議が軍事科学のための会議になったなどとは誰も考えないのであって、いわば純粹に会議の成功のために米軍からでもカネを貰う、ということのもつ政治的意味、乃至物理学者の姿勢が糾弾されたのであった。軍のプロジェクト研究（それが必ずしも所謂「軍事科学」でないことは、アメリカの軍の研究所での研究、あるいは軍と契約して援助を受けている研究をみればあきらかである）の学会での発表、あるいは軍関係者の学会参加の問題も、この様な「純粹」科学のもつ政治性に対する認識の問題として考えられなければならない。としてみれば、これは全国の学園闘争で提起された問題と共通の側面を含んでおり、臨時総会以来の2年間に大学でおこり、またはおこらなかったことをふまえて、あらためて問題とされなければならない。

ことは我々物理学を学ぶ者にとって根底的であり、かつきわめて政治的である。しかも時期的には早急に結論を出さなければならない。各地で激しい討論のおこることを希望する次第である。

## 文 献

- 1) 物理学会誌 23 968 (1968).  
" 24 496 (1969) (改訂版)
- 2) 委員会における討議については、各委員の手許にある委員会議決議録（会誌にのる報告の原版）に詳しい。特に8月の243, 9月の244回委員会議で特務委員会案についての議論が行われた。

## 物小委（10月19日）の一委員によるまとめ

鹿大理 井 上 政 義

我々の未来を大きく規定しようとする体制の動きが煮詰まってきた折り、これを曝露し総力を挙げてこの体制の動きを阻まんとする“熾烈な斗争”の幕開